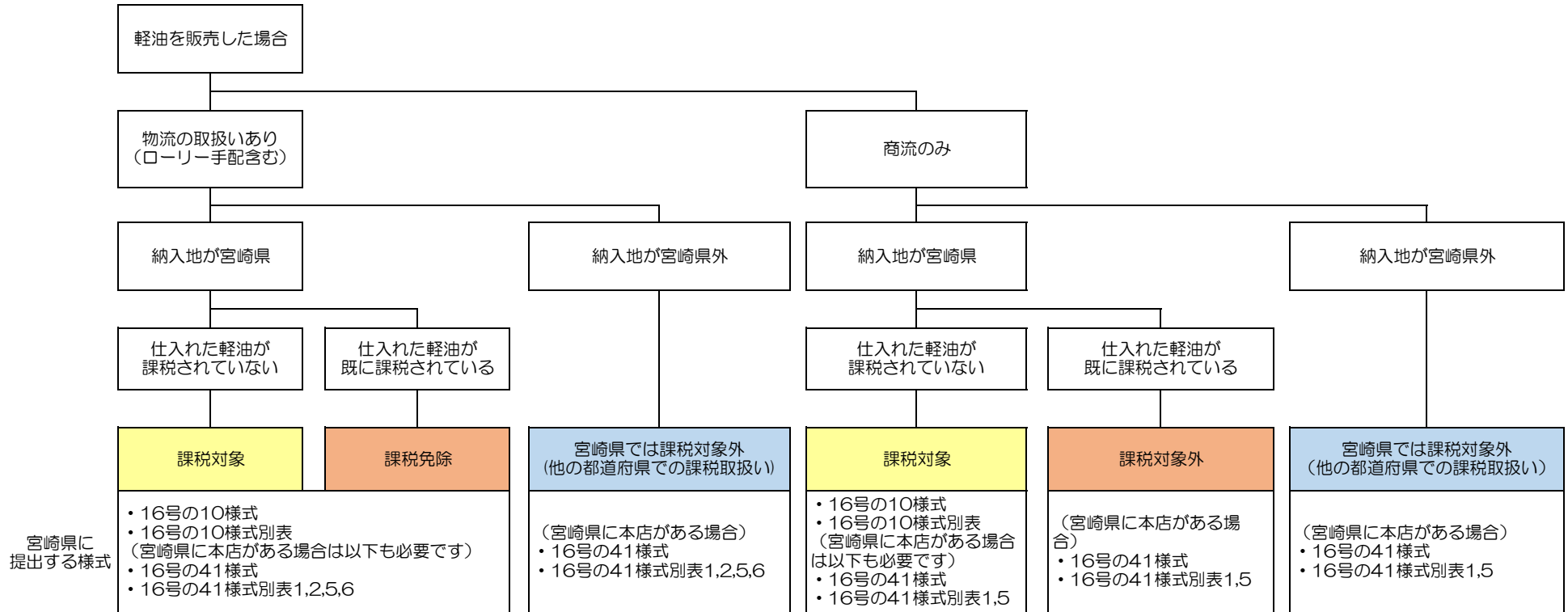


特約業者の軽油引取税申告書・報告書提出に係るチャート図



【留意事項】

- 宮崎県内の事業所・給油所等に係る様式について
 - 軽油を自己消費した場合は、16号の41様式別表7の提出が必要です。
 - 軽油の在庫がある場合は、16号の41様式別表10の提出が必要です。
- 納入すべき軽油引取税額がない場合でも、16号の10様式（納入申告書）の提出は必要です。
- 課税済軽油に係る16号の10様式への計上については、『軽油引取税の納入申告書の(工)欄の数量を証する書類』とあわせて、課税済軽油引取証明書や請求書等の提出が必要です。